横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 令和4年10月21日(金)午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室(みなと6・7)
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員(オンライン参加) 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 (公開部分)なし(非公開部分)森委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

令和4年10月21日(金)午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(修正素案)に関する市民意見 募集について

3 審議案件

教委第31号議案 横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について

教委第32号議案 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定に関する意見の申出に

ついて

教委第33号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第34号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について

教委第35号議案 教職員の人事について

教委第36号議案 教職員の人事について

教委第37号議案 教職員の人事について

教委第38号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻:午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。本日は森委員が業務で国外に滞在しているため、オンライン会議システムを用いた参加となっております。

初めに、会議録の承認を行います。9月2日の会議録の署名者は中上委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで お伝えください。

なお、9月16日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、 次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

- 1 市会関係
 - ○9/16 本会議(第3日)議案議決、決算上程、決算特別委員会設置・付託、決算第一特別委員会(運営方法等協議)
 - ○9/28 決算第一·決算第二特別委員会連合審査会(総合審査)
 - ○10/4 決算第一特別委員会(局別審査)
 - ○10/14 決算第一特別委員会(採決) 本会議(第4日)決算議決、追加議案上程・質疑・付託、追加 議案議決
 - ○10/17~10/19 こども青少年・教育委員会(視察)

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、9月16日に本会議第3日目が開催され、議案議決、決算上程、決算特別委員会設置・付託が行われました。同日に決算第一特別委員会が開催され、運営方法等の協議が行われました。

9月28日に決算第一・決算第二特別委員会連合審査会総合審査が行われました。

10月4日に決算第一特別委員会局別審査が行われました。

10月14日に決算第一特別委員会が開催され、採決が行われました。また、同日に本会議第4日目が開催され、決算議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決が行われました。

10月17日から10月19日まで、こども青少年・教育委員会の視察が行われ、片山総務課長が同行しました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(修正素案)に関する市民意見募集について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会臨時会から本日までの報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(修正素案)に関する市民意見募集について」報告をさせていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(修正素案)に関する市民意見募集について」、所管課から御報告いたします。

佐藤インクル ーシブ教育エ グゼクティブ マネジャー インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーの佐藤でございます。昨年度取りまとめた「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(素案)」について、PTAや学識経験者、特別支援学校長会等の関係者と意見交換を進めてまいりました。更に幅広く保護者や市民の声を丁寧に伺い、それらを活かして特別支援教育全体の一層の向上・充実を図るため、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(修正素案)」について、市民意見募集を実施いたします。なお、本日は整備等に関する考え方(修正素案)の本体なども添付しておりますが、概要等をまとめた本資料で御説明いたします。詳細は所管課長から説明いたします。

高木特別支援 教育課長

特別支援教育課長の髙木でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。「1 『整備等に関する考え方(素案)』概要について」を御覧ください。「(1)位置づけ」についてですが、特別支援教育の推進全般については「第3期横浜市教育振興基本計画」の中で、多様なニーズに対応した特別支援教育の推進を基本的な方向性に掲げており、今後もこの計画に基づき施策展開を図ってまいります。整備等に関する考え方は、令和3年9月の特別支援学校設置基準や令和4年3月の「かながわ特別支援教育推進指針」を受け、特に本市の特別支援学校の整備等を中心とした内容としてまとめていくものです。

次に、「(2)施策の方向」の「ア 特別支援学校の整備等」についてですが、県指針で示された新設・増改築する神奈川県立特別支援学校3校のうち、本市東部地域への新設については、神奈川県教育委員会に協力して実現を目指してまいります。また、ほかの2校についても、それぞれ本市と隣接しており、今後、本市域を含む通学区域の調整を行う中で、横浜市民の受け入れが増加することが見込まれます。また、神奈川県はそれぞれの地域の実情に応じて、既存の神奈川県立高等学校施設を活用した分教室の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など多様な学びの場の整備を進めるとしています。今後の神奈川県立特別支援学校新設等の状況に合わせて、神奈川県教育委員会と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域を順次変更します。

裏面を御覧ください。「イ 医療的ケア児への取組の充実」についてです。令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、引き続き、人工呼吸器を使用する児童・生徒の校内での保護者の付添い解消や、スクールバスの運行中に医療的ケアが実施できないためにバスに

乗車できていない児童・生徒への通学支援等に、より一層力を入れて取り組んでいきます。また、学校看護師の体制拡充や、指導的看護師の育成、研修の充実など人材育成に取り組むとともに、医療機関や各種専門職、保護者等との連携を強化させていきます。

次に「ウ その他(設置基準への対応)」です。設置基準では、既存の特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、可能な限り速やかに設置基準を満たすよう努めることとの付記はありますが、当分の間、設置基準によらないことができるとされています。小学校と併設する小規模な肢体不自由特別支援学校については、双方への教育的効果を勘案しつつ学校施設の計画的な保全を行いながら長期的には設置基準を踏まえた教育環境の整備・充実を目指します。

次に「2 PTA等関係者からの主な意見及び素案からの主な変更点」についてです。特別支援学校のPTAや学識経験者、特別支援学校校長会等から頂いた意見に基づき、「整備等に関する考え方(素案)」を変更し、修正素案に反映させました。下の表は、一番左側に「主な意見」を、その右横にはそれに対応する「主な変更点等」を記載しました。さらに、その右横には「修正素案該当箇所」を記載しましたので、後ほど添付の修正素案を御覧ください。

まず一つ目ですが、「知的障害特別支援学校では児童・生徒の増加により、特別教室を普通教室に転換する等の対応をしている。特に南部方面への知的障害特別支援学校の増設について、横浜市としても必要な対応を進めてほしい」といった御意見を頂きました。それに対しては、「横浜市南部地域・西部地域における児童・生徒数の動向や状況等を注視し、必要に応じて既存の横浜市立特別支援学校(知的障害教育部門)の増築等の対応について検討」とし、御意見を反映しました。

次に二つ目ですが、「医療的ケアがあり、スクールバスに乗れない児童・生徒への通学支援について、まだ充足していない。現在は1人1台で福祉車両を運行しているが、複数人で乗り合わせる等、今後の展開の方法について検討し、通学の保障を積極的に進めてほしい」といった御意見を頂きました。スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できていない児童・生徒への通学支援の更なる拡充を進めてまいります。

次に三つ目ですが、「築年数が古い学校ではその都度、小規模修繕で対応しているが、それでは追いつかないところもある。ぜひ、計画的な建替えを検討してほしい」、また、その下にあるように、「神奈川県立特別支援学校3校の新設・増設には期待しているが、それまでの間の対応も検討してほしい。その際には保護者や学校現場の意見をよく聞いてほしい」といった御意見を頂きました。それに対しては、「神奈川県立特別支援学校の新設等に協力していくとともに、長期的には小学校併設の横浜市立肢体不自由特別支援学校について設置基準を踏まえた建替え等を検討」、また、「学校施設の計画的な保全や教室・設備改修等、短期・中期的な教育環境の整備・充実」、そして、「ICTを活用したサテライト方式による授業展開の検討実施など、ハード面の環境整備の検討」とし、御意見を反映しました。

その下ですが、「保護者としては、教職員の方々の技術に頼るしかない面がある。先生の専門性を発揮できるような環境づくりをお願いしたい」といった御意見を頂きました。それに対しては、「児童・生徒がそれぞれの場で学びを深めることができるよう必要な環境整備」や「特別支援教育にかかる専門研修など、教職員の専門性の向上」とし、御意見を反映しました。

次のページを御覧ください。「3 市民意見募集の実施概要」についてです。 「(1)期間」ですが、令和4年10月26日から令和4年11月25日を予定しており

ます。「(2)周知先等」については、横浜市のホームページや各区の区政推進課、横浜市立特別支援学校等で行ってまいります。

最後に、「4 今後のスケジュール」です。先ほど申し上げましたとおり、令和4年10月から令和4年11月にかけて市民意見募集を行ってまいります。令和4年12月には市民意見募集結果のとりまとめを行い、令和5年3月に「整備等に関する考え方」を策定してまいりたいと考えております。

ただいま御説明いたしましたことについては、先ほど申し上げましたとおり修正素案を添付いたしましたので、後ほど御覧いただければと思います。御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

御説明ありがとうございます。修正素案を拝見いたしますと、どうしても生徒数の増加という傾向は否めないかなと思います。世の中ではインクルーシブ教育で全て含めてという話もある中、特別支援教育ならではの良さ、重要性を、私は個人的には感じている次第で、生徒数が増加していくことに関してはむべなるかなと言いますか、そういう傾向になるのは当然かなと思います。それでまた、良い教育ができている証かなとも思っております。

ただ、ハードの拡大という面に関しましては、物理的な限界がいつか来てしまうのではないかなと思います。今回の修正の中で、ICTを活用したサテライト方式の拡大について、通学困難なケースはこれからもまた増えていくだろうと思いますので、ぜひここの部分をもっと強化していただいて、これは神奈川県立との共有というようなこともできるのでしょうか。横浜市立だけで完結しなければいけないものなのか、それともオール神奈川県内として共有して、みんなで共通してICTの強化で通学困難者に対しても教育機会の公平な提供ができることを目指していかなければいけない時代が来るのではないかと思います。物理的限界が来るだろうことは容易に想像できますので、それでも教育機会を均等に与える施策も少し強化して考えていただければと思います。

鯉渕教育長

何かございますか。

佐藤インクル ーシブ教育エ グゼクティブ マネジャー 今、四王天委員がおっしゃった、「限界が来ることも想定しながら」ということで、ICTも活用した中身の充実との御意見を頂いたと受け止めております。神奈川県立の特別支援学校ということで言いますと、例えば特別支援学校ではセンター的機能と呼んでいるのですが、小・中学校等に特別支援教育の指導や支援のことに関する助言を行うような仕組みがあります。それは神奈川県立の特別支援学校も横浜市立の特別支援学校も足並みをそろえて行っておりますので、そういった意味では全く別々に行っているということではございませんが、更にそのようなことをICTの観点で広めていくことが検討課題だろうなと受け止めました。御意見ありがとうございました。

四王天委員

連携の件に関しましては、今回、久里浜の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と連携協定を結んだということで、その辺も何か有効な手段になり得るのか伺いたいと思います。

佐藤インクル ーシブ教育エ グゼクティブ マネジャー

今年度、横浜市教育委員会事務局と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 との連携協定を締結したところで、既に神奈川県では昨年度、同じような形で締 結していると伺っていますので、その意味も含めまして協力していく予定です。 それこそ全国の知見・ノウハウが集積されているところですので、ぜひ現場で活 用できるよう、教育委員会事務局としてはサポートしていきたいと考えております。

木村委員

市民意見を募集することはものすごく有効的だと思いますが、ただ意見を聞くだけではなくて、その中に本質的なものなど、たくさんあると思います。ですから、作ったものをそのまま行うだけではなくて、そのような意見の中で必要なものはどんどん取り入れることが大事だと思います。ハード面にしてもなかなか厳しいと思います。設置基準に合っているから良いということではなくて、そこからどのように展開できるか。「インクルーシブ」という言葉がありますが、何をもって「インクルーシブ」なのか考えなければいけないと思います。ただそこに一緒にいるから、何かあるからではなくて、そこで普通どおりにみんなができるような「インクルーシブ」。ハード面を作ったらそれをどう活用するのか、なぜこれを使うのかなど、なぜというところの意味合いをしっかり説明することが互いの共感になっていくと思いますから、そこをぜひ考えていただきたいと思います。

先ほど四王天委員からあったように、ICTの整備により、1人1台端末を持っていますし、ただ、それを使うだけではなくて、そこから横浜市として更に進んだ、例えばバーチャル空間を使ったようなものなど、今の学会などもバーチャル関係の中で学会発表やポスターセッションを行っています。つまり、ただただ行うだけではなくて、そこに臨場感のあふれるようなものを作るなど、これからは、横浜市ならではの一歩進んだICT教育などを考えていく必要があると思います。これは横の課や組織など、どう連携・協力していくかが重要だと思いますので、未来志向で計画的に進めていく必要があるのかなと思います。意見です。

鯉渕教育長

ほかにいかがですか。

大塚委員

御報告ありがとうございました。「3 市民意見募集の実施概要」の「(2) 周知先等」で、横浜市のホームページ、各区の区政推進課、横浜市立特別支援学校等とあります。横浜市のホームページ等は、積極的に自分で情報を取る方たちには周知できると思いますが、そうでない場合は、情報が逆に届くことがすごく大事ではないかと思います。そうすると、様々な方に情報が届くというときに、特別支援学校ができることとして、何か工夫や考えなどはございますか。

高木特別支援 教育課長

御質問ありがとうございます。特別支援学校ができることとなりますと、なかなか限られたことになるかと思います。例えば、放課後等デイサービスの事業者なども出入りしていますので、そこへの周知も一つだろうと思います。ここには書いてございませんが、教育委員会事務局では障害児の団体に対する説明や療育センターの方への説明なども加えてしておりますので、機会を捉えて説明していきたいと思います。先ほど御質問いただきましたとおり、説明して、頂いた意見にはいろいろな意見がありまして、特別支援学校の整備等に関する考え方だけではないので、それ以外の意見についても所管課で取り込んでいろいろな施策に生かしていきたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。PTA等関係者からの「主な意見」でも、「保護者や学校現場の意見をよく聞いてほしい」とございます。そういった意味で、学校は市民意見募集を発信する側でもあるし、市民の一つの立場として学校自身も意見を発信するということ。なおかつ、在籍した児童・生徒の方々、既に卒業されている方もたくさんいらっしゃいますけれども、そういった方々に情報が届いていって、実際に学校生活を送られた方々の御意見を収集していくことが、学校ができることではないかと思います。そのような考え方もぜひお持ちになっていただいて、情報収集をお願いしたいと思います。また、情報が届くような方法を考えていただきたいと思います。お願いいたします。

中上委員

中上です。この整備の考え方については、以前に教育委員会会議の場で第4期 横浜市教育振興基本計画の中でもいろいろ議論させていただきましたし、皆さん 盛んに意見をおっしゃって、また、今回御説明いただいたPTA等からの御意見 に関しても修正点を入れていただいています。第4期横浜市教育振興基本計画に しっかり今後の方針も書いてありますので繰り返しませんが、いずれにしてもソ フト・ハードそれぞれ、特に言われたのは、看護師の体制の医療的ケアの問題で すよね。これも、国会審議などを聞いていても個人の在り方等について議論され ていますし、今後も引き続き要望をお願いしたいと思います。それとともに、横 浜市は幸いにして教育長が健康福祉局とうまく連携を行っていますが、教育委員 会事務局だけではなかなかできない課題が多いと思いますし、今後計画の中でも スクールバスを増やしていくなど、その中での運用の看護師体制の強化を更に進 めていかなければいけないと思います。

また、PTA等関係者からの「主な意見」にもありますように、ほかの一般の小学校・中学校でも校舎はかなり古いので、その都度小規模修繕を行っていただいているのですが、特に特別支援学校の児童生徒については、行動にいろいろ配慮しなければいけないので、長期的に建替えを行うときに単なる基準クリアだけではなくて、もっと小学校の子供たちの学びにもプラスになるような、いろいろソフト・ハードを合わせた横浜市ならではの長期的なハード面を、ぜひ中期計画の中でも検討していただきたいと思います。

あと、よく言われるいろいろなヒヤリハットや事故等含め、常に教職員の専門性を向上させなければいけないと思います。研修や教育課程のカリキュラムマネジメントをもう一回見直さなければいけないなど、常に最新の情報で人材育成に取り組んでいくことは、計画にもありますけれども、着実にしっかり取り組んでいただきたいと思います。意見です。以上です。

鯉渕教育長

森委員、御意見はございますか。では、ボストンからどうぞ。

森委員

ありがとうございます。今、仕事の関係でアメリカに来ているのですが、そこでいろいろ話を聞きながら、改めて今日の御説明を聞いて思うこととしましては、日本においてもそうですけれども、横浜市においても特別支援教育にかける予算が少ないことと、そこに向けての優先度が低いなと強く感じています。もう一つ感じることとしてはやはり、社会はどうなのだろう、社会の中でどのように障害のある方もない方も一緒に生きていくのだろう、一緒に生きていきたいのだろうかということから学びを考えていくということです。それは特別支援に限らず全ての学校においてなのですが、社会から巻き戻して教育を考えていくことは、より考えていかなければいけない視点だと日々感じています。

そうしたときに、資料を拝見していて、詳細の修正素案を見ていきますと、15

ページの「(5) その他」、最後の恐らく修正があったであろう、この三つの点というのはとても大事な修正点だと思います。一つは「スクールバスの運行時間の長時間化の解消」、もう一つは「増加する個別支援学級や通級指導教室を利用する児童生徒がそれぞれの場で学びを深めることができるよう必要な環境整備」、三つ目は、「全ての子供に合理的な配慮が提供できるように、全ての教職員は校種にかかわらず特別支援教育に関する一定の知識・技能を有する教職員が求められている」と書かれています。この三つの点はどれも大事だと思いますけれども、二つ目と三つ目の点の両方に関わることで、こちらに来て思ったことの一つになりますが、教職員の果たしている役割が日本の場合、横浜市の場合は本当に多いのだなと思います。先生が専門家の役割もしてくれる。言語のプロフェッショナルでもあり、ダンスのプロフェッショナルでもあると。諸外国ではいろいろな専門家がいる中で、先生自身がその専門家に相談しながら、この子の計画をどう立てていくか考えているところ、日本の先生がマルチにその役割を果たさなければいけないということで、「よくそんなことができるね」という意見も頂くのですが、本当にそのとおりだなと思っています。

そうしたときに、例えばテストの時間をどのぐらい、この子にはより長く設定するべきかという計画や、何か授業を受けるときの一人ひとりに必要な支援は何なのかということが細かく計算されて計画も立てられてということを全ての子供たちにできることが日本でも当たり前になるようにと思うと、より専門のいろいるな方々の連携、学校に入って先生方の負担を減らすというよりは良い連携で子供たちを見ていく。そこに保護者も子供たちも入って、子供を真ん中に考えていくことが姿勢としては必要だと感じています。

長くなってしまっていますが、二つだけ少しニュアンスの確認をしたいところがありまして、質問してもよろしいですか。一つ目が14ページの「(4)障害別各校への対応」になります。盲特別支援学校、ろう特別支援学校の課題がありまして、「特に両校は市内唯一の視覚、聴覚障害児の特別支援学校として、視覚、聴覚に障害のある児童生徒を中心に乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援の一端を担っていく必要があります」というところに下線が引いてありまして、それが恐らく修正案として追加となったところだと思いますが、これはどういった背景でできた言葉なのか、もう少しかみ砕いて御説明いただければと思います。

高木特別支援 教育課長 御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、保護者の方からいろいるな意見を頂いたのですが、ここに書いてあるとおり、視覚障害、聴覚障害について横浜市は両方とも特別支援学校を持っておりまして、その間のつなぎとして、療育センターから入っていらっしゃる子供もいますし、幼稚園も持っていますし、また、成人期に至るまでの間、小学校や中学校で弱視級等で学ばれる子供もいる中で、ここが横浜市の聴覚、視覚の特別支援教育のセンターと言いますか、そういった役割を担って教育をしていかなければならないということを少し意識して書いたものとなっています。以上です。

森委員

ありがとうございます。これは本当に大事なことだと思っていまして、一端を担うというところのニュアンスもどのような感じかなとお聞きしながら考えていましたが、学校だけでもちろんできることではなく、福祉内外いろいろな人たちと連携して、子供たちが社会に出ていったときに、その子の持っているポテンシャル、可能性が発揮できるようなことはどんな支援だろうということが切れ目のない支援だと思いますので、そこはぜひ力を入れてお願いできたらと思いまし

た。

あともう一つは、「2 PTA等関係者からの主な意見及び素案からの主な変更点」ということで概要版に書いてありますけれども、一番下の箇所「教職員の方々の技術に頼るしかない面がある。先生の専門性を発揮できるような環境づくりをお願いしたい」という、この意見についてもどのような御意見だったのか、もう少しだけ詳しくお話しいただければと思います。

高木特別支援 教育課長

ありがとうございます。こちらについては、PTAの皆様とお話をしているときに、特別支援学校のハードの部分よりは、どちらかというと教育そのものやソフトと言いますか、そのようなことに関する御意見が大変多くございました。少し漠然とした形になっていますけれども、表現しております。例えば、保護者の方からは「子供たちに対する指導についてエビデンスをしっかり持って指導してほしい」、そのためには、「先生方の専門性をもっと発揮してほしい」といったような御意見も頂いておりますし、肢体不自由特別支援学校、知的障害特別支援学校で校種間異動がある中で、その異動が効果的に行われるように、要は子供たちの教育につながるような形で異動して欲しいといった御意見もありました。あと、先ほど申し上げましたように、先生方がいろいろな役割を担う中で、時間的な側面や専門性も含めて、少しきゅうきゅうとした状況もあるので、そこを確保と言いますか担保して欲しいといったような御意見が多くございました。以上です。

森委員

ありがとうございます。どれも大事な御意見だと思います。専門性が発揮できていないということは、恐らく「専門性を発揮できるような環境づくりをお願いしたい」というお願いの中に隠れている、保護者の皆さんが感じていることだと思います。専門性が発揮できていないのはなぜでしょうか。

高木特別支援 教育課長

ありがとうございます。恐らくいろいろな背景があるかと思いますが、一つには先ほど申し上げたとおり、先生方が忙しいのでなかなかその中でうまく専門性を発揮するようなこと、勉強も含めてですけれども、時間確保ができていないのではないかといったようなこともありますし、ここで出てきたのは、特別支援学校でもずっと肢体不自由特別支援学校の先生でいていただければ肢体不自由特別支援学校の技術を極めていけるのに、肢体不自由特別支援学校からほかの特別支援学校やいろいろな校種間の人事異動がある中で、なぜそういった異動があるのかと。要は、極めてもらえるような異動をしてもらいたいといった御意見もありました。専門性が発揮できるような環境にないということもありますし、そもそも専門性を高めて欲しいというようなことも多く言われました。以上です。

森委員

ありがとうございます。教職員の皆さんの忙しさは数字でも出てきていますけれども、今の保護者の皆さんの御意見と、今、御説明いただいたことにありますとおり、先生自身が学びをアップデートしていく時間の確保は質に直結してくるところだと思いますので、優先度を高めていただければと思います。以上です。長くなりました。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

木村委員

短めに。いろいろな子供たちが将来どうなるか。ものすごく能力を持っている し、ポテンシャルが高い。スポーツなど「アスリートファースト」という言葉が ありましたよね。よく間違って使われました。やりたいことをやらせるのではなくて、彼らにとって将来的にどのようにすれば良いのかと。今、「アスリートセンタード」という言葉があるでしょう。まさに「子供ファースト」ではなくて「子供センタード」で、子供中心にどう考えるか。そこの中にハードも、皆さんが言われたようなソフト面も教育に関わると思うので、中心にどう考えるか、こういったことが私たちに必要なのではないかと思います。意見です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第32号議案「横浜市国際学生会館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第33号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第34号議案「横浜市学校保健審議会委員の任命について」、教委第35号議案から教委第38号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第32号議案から教委第38号議案は非公開といたします。 次に、教委第31号議案「横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

石川学校教育 企画部長 学校教育企画部長の石川でございます。今回審議いただく案件は、「横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について」でございます。議案をおめくりいただきまして、2ページ、「提案理由」を御覧ください。令和5年度神奈川県入学者選抜(令和4年度実施)から横浜総合高等学校において新たに設定される「在県外国人等特別募集」の実施に伴い、横浜市立高等学校通学区域規則の一部を改正したいので提案するというものでございます。3ページに添付しているのは公布の資料案でございます。内容の詳細につきましては、説明資料を使って所管課長から申し上げます。

宮村高校教育 課長

高校教育課長の宮村です。右上にクレジットで教育委員会資料と書かれている 説明資料を御覧ください。

「1 趣旨」についてです。神奈川県公立高等学校入学者選抜においては、県内在住の外国人等を対象とした「在県外国人等特別募集」を実施しており、現在、市立高等学校では「全日制の課程」のみなと総合高等学校及び横浜商業高等学校が対象となっています。当該募集における資格要件の緩和に伴う志願者の増加見込みを受け、神奈川県教育委員会から市立高等学校での募集定員増の依頼がありましたので、令和5年度神奈川県入学者選抜、こちらは令和4年度実施ですが、こちらから「定時制の課程」の横浜総合高等学校において新たに設定することとしました。つきましては、横浜総合高等学校において当該募集を新たに行うために、「横浜市立高等学校通学区域規則」、以下「規則」と言いますが、次のとおり改正したいため、今回、御審議いただきます。

「2 改正の概要」についてです。改正内容は次の2点です。1点目です。現 行の規則第6条では、海外帰国者・在県外国人等の学区外からの志願要件を定め ておりますが、その対象を「第3条第1項」としています。第3条第1項は、全 日制の課程のうち、普通科及び単位制による全日制の課程における学区について 記載しているものになります。今回の横浜総合高等学校での「在県外国人等特別 募集」の実施に伴い、「第3条第3項」を追加いたします。第3条第3項は、横 浜総合高等学校が該当している単位制による定時制の課程における学区について 記載しているものになります。こちらの追加により、横浜総合高等学校において も在県外国人等を対象とする特別募集について、学区外からの志願ができるよう になります。

次に2点目ですが、当該募集は、「神奈川県内に住所を有するもの」を前提要 件とし、神奈川県教育委員会が策定する「実施要領」にて規定しておりますが、 今回の改正に合わせ、規則においてもその旨を規定することといたします。

- 「2 改正の概要」の本文下の表には、「在県外国人等特別募集」の「募集概 要」、「資格要件」、「対象校」を記載しております。
- 「3 横浜市立高等学校通学区域規則 新旧対照表」を御覧ください。先ほど 御説明した「2 改正の概要」での改正内容について、具体的にどのように改正 するのかを御説明します。新旧対照表の左側、「現行」の網掛け部分を御覧くだ さい。こちらには、「(2)外国の国藉を有する者(難民として認定された者を 含む。)で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものを対象とする入学者 選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者」として、在県外国人 等特別募集に関する記載があります。

今回の改正では網掛け部分の変更はありませんが、第6条の本文に2点変更を 加えることで、横浜総合高等学校においても在県外国人等特別募集の対象とする ことができるようにします。第6条の本文では、「次の各号のいずれかに該当す る者は、第3条第1項の規定にかかわらず、学区外の高等学校を志願することが できる」としておりますが、こちらの部分を、右の改正後のアンダーラインに記 載のとおり2か所に文言を追加いたします。右の改正後の欄を御覧ください。1 か所目は、最初のアンダーライン部分になります。「次の各号のいずれかに該当 する者」の後に、「神奈川県内に住所を有するものは」を追加し、募集に関する 前提要件を記載します。 2 か所目は二つ目のアンダーライン部分になります。

「第3条第1項」の後に「第3項」を追加します。これにより、これまでの第3 条1項に規定する「全日制の課程のうち普通科及び単位制による全日制の課程」 に加え、第3条第3項に規定する「単位制による定時制の課程」についても対象 といたします。このことで、単位制による定時制の課程である横浜総合高等学校 についても、外国籍を有する者を対象とした特別募集には学区外から志願できる ようになります。

「4 施行予定日」についてですが、令和4年11月4日を予定しております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。 よろしい ですか。森委員も大丈夫でしょうか。

特に御意見がなければ、教委第31号議案については原案のとおり承認いただい てよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長 次回の教育委員会定例会は、11月18日金曜日の午前10時から開催する予定で

す。また、次々回の教育委員会定例会は、12月2日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、11月18日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、12月2日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。 また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<森委員退出(オンライン参加のため)>

教委第32号議案「横浜市国際学生会館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第33号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第34号議案「横浜市学校保健審議会委員の任命について」 (原案のとおり承認)

教委第35号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)

教委第36号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)

教委第37号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)

教委第38号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

「閉会時刻:午前11時25分〕